

改正 平成26年3月31日規則第14号

平成27年3月31日規則第27号

改正 平成29年3月27日規則第12号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
目次

第1章 総則（第1条）

第2章 児童発達支援（第2条—第7条）

第3章 医療型児童発達支援（第8条—第12条）

第4章 放課後等デイサービス（第13条—第16条）

第5章 保育所等訪問支援（第17条—第19条）

第6章 多機能型事業所に関する特例（第20条—第22条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 児童発達支援

（従業者の員数等）

第2条 条例第5条第3項の規定により定める児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所（同条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1）指導員又は保育士 指定児童発達支援（条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10以下 2以上

イ 障害児の数が10超 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（2）児童発達支援管理責任者（条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 指導員又は保育士の合計数には、機能訓練担当職員（条例第5条第1項第3号に規定する機能訓練担当職員をいう。以下同じ。）が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合における当該機能訓練担当職員の数を含めることができる。

3 条例第5条第3項の規定により定める主として重症心身障害児（条例第5条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1）嘱託医 1以上

（2）看護師 1以上

（3）児童指導員（条例第5条第2項第3号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 1以上

（4）機能訓練担当職員 1以上

（5）児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

一部改正〔平成27年規則27号〕

第3条 条例第6条第4項の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 児童指導員及び保育士 次に定める基準
 - ア 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすること。
 - イ 児童指導員は、1以上とすること。
 - ウ 保育士は、1以上とすること。
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 調理員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 条例第6条第4項の規定により定める主として難聴児を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、第1項に定める基準及び次の各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める基準とする。
- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
 - (2) 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数
- 3 条例第6条第4項の規定により定める主として重症心身障害児を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、第1項に定める基準及び次の各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める基準とする。
- (1) 看護師 1以上
 - (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 4 児童指導員及び保育士の総数には、条例第6条第1項から第3項までの規定により置くべき機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護師の数を含めることができるものとする。
- 5 条例第6条第5項の規則で定める場合は、指定児童発達支援の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、当該指定児童発達支援の単位における指定児童発達支援の提供とする。
- 6 第1項第2号のア、第2項第1号及び前項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第4条 条例第10条第3項の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 指導訓練室 次に定める基準
 - ア 定員は、おおむね10人とすること。
 - イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。
 - (2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。
- 2 前項に定める基準は、主として難聴児を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる同項の指定児童発達支援事業所には適用しない。

(条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第5条 条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第6条 指定児童発達支援事業者（条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）第2条第5号に規定する通所利用者負担額をいう。以下同じ。）の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額（省令第2条第4号に規定する指定通所支援費用基準額をいう。以下同じ。）の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定児童発達支援において

提供される便宜に要する費用のうち次の各号（第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げるものの額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用の取扱等については、省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において行うことを要しない健康診断）

第7条 条例第32条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。

- (1) 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断
 - (2) 障害児が通学する学校における健康診断
- 2 条例第32条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る児童発達支援事業者は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
- (1) 前項第1号に掲げる健康診断 通所開始時の健康診断
 - (2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断

第3章 医療型児童発達支援

（従業者の員数）

第8条 条例第55条第2項の規定により定める指定医療型児童発達支援事業所（同条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次条において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

（設備）

第9条 条例第56条第2項の規定により定める指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、階段の傾斜を緩やかにすることとする。

（条例第57条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払）

第10条 条例第57条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

（支払の受領等）

第11条 指定医療型児童発達支援事業者（条例第55条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、指定医療型児童発達支援（条例第54条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下この条及び第22条第2項において同じ。）を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいい、食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用の取扱等については、省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 条例第57条において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。
 - (準用)

第12条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援事業者について準用する。

第4章 放課後等デイサービス

(障害福祉サービス経験者の資格要件)

第13条 条例第59条第1項第1号に規定する規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したものとする。

(従業者の員数)

第14条 条例第59条第3項の規定により定める指定放課後等デイサービス事業所（同条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第3項において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（条例第59条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下この号及び第5項において同じ。） 指定放課後等デイサービス（条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。
 - ア 障害児の数が10以下 2以上
 - イ 障害児の数が10超 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 指導員又は保育士の合計数には、機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合における当該機能訓練担当職員の数を含めることができる。
- 3 条例第59条第3項の規定により定める主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 看護師 1以上

- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスの提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

一部改正〔平成27年規則27号〕

(条例第60条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第15条 条例第60条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第16条 指定放課後等デイサービス事業者(条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 条例第60条において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する費用とする。

第5章 保育所等訪問支援

(従業者の員数)

第17条 条例第62条第2項の規定により定める指定保育所等訪問支援事業所(同条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

(条例第65条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第18条 条例第65条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第19条 指定保育所等訪問支援事業者(条例第62条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定保育所等訪問支援(条例第61条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下この条において同じ。)を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、通所給付決定保護者の選定により条例第16条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る

領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 条例第65条において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する交通費とする。

第6章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

第20条 条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所（同条各号に掲げる事業のうち2以上の事業（同条第5号に掲げる事業のみを行うものを除く。）を一体的に行う場合における当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）に係る事業を行う者に対する第2条、第3条及び第14条の規定の適用については、第2条第1項第1号、第2項及び第4項並びに第3条第1項第2号のア、第2項第1号、第5項及び第6項中「指定児童発達支援」とあり、並びに第14条第1項第1号、第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは、「指定通所支援」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）に係る事業を行う者に対する条例第5条及び第59条の規定の適用については、条例第5条第4項中「第1項第1号の指導員又は保育士」とあり、及び条例第59条第4項中「指導員又は保育士」とあるのは、「従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）」とする。

一部改正〔平成27年規則27号〕

(設備に関する特例)

第21条 多機能型事業所の設備は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができるものとする。この場合において、当該多機能型事業所に係る事業を行う者は、当該多機能型事業所における指定通所支援の提供に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(利用定員に関する特例)

第22条 多機能型事業所（条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員は、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員は、5人（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人）以上とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の利用定員は、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所（条例第66条第1号から第4号までに規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う同条第5号のアの指定生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 省令第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う第2項の多機能型事業所に対する同項の規定の適用については、同項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 条例附則第2項に規定するものに対する第2条第1号のア及びイ並びに第13条第1号のア及びイの規定の適用については、平成27年3月31日までの間は、これらの規定中「10」とあるのは、「15」とする。
- 3 省令附則第3条に規定する者に対する第3条第1項第2号のアの規定の適用については、当分の間、同ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあ

るのは、「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。

- 4 条例附則第3項に規定する基準該当通所支援の事業の基準については、当分の間、同項の規定（省令第54条の8に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（以下この項において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が行う場合における従業者、利用定員、契約支給量の報告等及びサービス管理責任者の責務に係る基準及び当該事業が放課後等デイサービスに係る場合における従業者に係る基準に関する部分を除く。）によるほか、条例第28条、第29条、第31条、第41条、第43条、第44条、第50条第1項及び第59条並びにこの規則第13条及び第14条の規定を準用するものとする。ただし、条例第59条並びにこの規則第13条及び第14条の規定については、当該事業が放課後等デイサービスに係る場合（指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合を除く。）に限り準用するものとする。

一部改正〔平成26年規則14号・27年27号〕

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 新外部サービス利用型指定共同生活援助（この規則の施行の際現に指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年長野県条例第12号。次項において「改正指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第119条に規定する指定共同生活援助をいう。）の事業を行う者が引き続き外部サービス利用型指定共同生活援助（第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第54条の5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。）の事業を行おうとする場合における当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業をいう。次項において同じ。）の事業に対する新規則第54条の6の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 3 前項の規定によるほか、新外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、この規則の施行後最初の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定をいう。）の更新の日（その日の前日までの間に受託居宅介護サービス（新規則第54条の5に規定する受託居宅介護をいう。次項において同じ。）を提供する場合にあっては、当該提供をする日）までの間は、改正指定障害福祉サービス事業等基準条例による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第13章（第120条の3を除く。）及び新規則第13章（第54条を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第2項に規定する者に係る新規則第54条の10の規定の適用については、同条第1項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前」とあるのは、「受託居宅介護サービスを提供する前」とする。

附 則（平成27年3月31日規則第27号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。